

平成二十九年四月十九日提出  
質問第二四〇号

北朝鮮軍のサリンを弾頭に付けた弾道ミサイルの迎撃に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

## 北朝鮮軍のサリンを弾頭に付けた弾道ミサイルの迎撃に関する質問主意書

現在、防衛大臣は、北朝鮮が長距離弾道ミサイルを発射する可能性が高いとして、自衛隊法第八十二条の三でいう「破壊措置命令」を発令しているものと承知している。かかる破壊措置命令は、昨年八月以降継続的に命令を出しておく常時発令の状態にあり、我が国の防衛に寄与しているものと承知している。

平成二十九年四月十三日、参議院外交防衛委員会において安倍総理は、「サリンを弾頭に付けて着弾させるという能力については既に北朝鮮は保有している可能性がある」と答弁した。

これらを踏まえて、以下質問する。

一 北朝鮮軍が「サリンを弾頭に付け」た弾道ミサイルを発射し、我が国の首都圏に着弾する可能性が生じた場合、市ヶ谷の防衛省敷地内に配備された航空自衛隊の地上配備型迎撃ミサイルのパトリオットなどで迎撃するという理解でよいか。

二 パトリオットの対弾道弾射程は二十キロ程度であり、首都圏で「サリンを弾頭に付け」た弾道ミサイルをパトリオットなどで迎撃した場合、その弾頭も破壊され、運搬されてきたサリンも我が国の領土に拡散されるといふ理解でよいか。

三 首都圏で「サリンを弾頭に付け」た弾道ミサイルを迎撃した場合の国民への被害シミュレーションを行なった事実はあるか。

四 首都圏で「サリンを弾頭に付け」た弾道ミサイルを迎撃する場合、比較的地表に近い高度で弾道ミサイルが破壊されるため、首都圏に在住する国民への健康被害が生じることは否定できない。政府はかかる被害はどの程度であると評価しているのか。死傷者は生じる可能性があると考えているのか。

五 首都圏で「サリンを弾頭に付け」た弾道ミサイルを迎撃した場合の被害想定を政府が公表できないとすれば、国民の不安をどのように払しょくするのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 パトリオットの対弾道弾射程は二十キロ程度であり、国民への健康被害が皆無であるとは到底考えられない。政府はこれに対して国民に分かりやすい説明を行う準備はあるのか。見解を示されたい。

右質問する。